

平成 26 年 4 月現在

自動車整備士について

自動車整備士になるためには、一定の受験資格を満たしたうえで、国土交通大臣の行う自動車整備士技能検定『学科試験(一級の場合は筆記及び口述試験)及び実技試験』を受け、合格しなければなりません。

自動車整備士の学科試験及び実技試験は年2回行われており、毎年2月に次の年度に行われる技能検定の種類及び時期について、官報で公示されます。

※当組合では「自動車車体整備士」の資格のみ管轄させて頂いております。
その他の整備士の詳細については最寄の[自動車整備振興会](#)までお問い合わせ下さい。

1. [自動車整備士になるために](#) (自動車整備士の種類)
2. [受験資格](#)
3. [受験の申請方法](#)
4. [試験内容](#)